

(別紙)

仕 様 書

1 業務の名称

茅野市若者交流体験ツアー業務

2 業務の目的

首都圏等に住む主に20代～30代の若者（以下「首都圏者等」という。）を対象にしたツアーを開催し、首都圏者等に茅野市の魅力を体験してもらい、地域と繋がりをもってもらうことで、将来的な移住や二地域居住への動機付けを図ることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から平成29年2月28日まで

4 対象経費

- (1) ツアーの周知・募集に係る経費
- (2) ツアー実施に係る経費
- (3) アンケート・実績報告書作成に係る経費

5 業務の内容

(1) 業務概要

首都圏者等が、体験を通して、茅野市及び周辺地域に住む同世代の若者（以下「茅野市民等」という。）と交流し、今後も茅野市に足を運ぶきっかけとなることが期待される仲間づくりを茅野市で行うツアーを実施する。

(2) ツアーの対象者

移住や二地域居住を具体的には考えていないが、田舎や自然等に興味のある首都圏等に住む主に20代～30代の若者

(3) ツアー実施日

平成28年9月の金曜日、土曜日、日曜日（2泊3日）

(4) ツアー行程

次に掲げるものを盛り込むこと。（参考 行程表（例））

・いなかと、仲間をつくる旅（仮）

- ① 首都圏者等がものづくりや農業体験等を通じて、茅野市民等との交流を深めること。
- ② 立ち寄る施設や食事処等は地域密着型の場所を選ぶよう努めること。
- ③ 行程の詳細等は受託者・田舎暮らし楽園信州ちの協議会（以下「協議会」という。）双方の協

議の上で決定すること。

(5) 委託条件

- ① 参加者の募集、申込みの受付、旅行契約の締結、参加者負担金の徴収を行うこと。
- ② ツアー行程に係る企画・調整・手配・運営を行うこと。
- ③ ツアーには受託者職員が同行すること。
- ④ ツアーを造成したのち、ツアー参加者募集に必要な広報を行い、ツアープロモーションに務めること。
- ⑤ 首都圏者等の参加者募集のほか、交流する茅野市民等の参加者募集も行うこと。
- ⑥ ツアーの最少催行人数は受託者による企画提案を尊重し、受託者・協議会双方の協議の上で決定するが、仮に申込者が最少催行人数に達せず、ツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は受託者の負担とする。
- ⑦ 最少催行人数に達せず、ツアーを中止した場合、委託期間内かつ委託費の範囲内でツアーの再造成に務めること。その場合、ツアー行程については変更可能とする。
- ⑧ ツアー参加者からツアーの感想、茅野市への移住・交流に関する意見、ニーズ等についてアンケート調査を行うこと。また、写真による記録を行うこと。
- ⑨ 委託料の支払いについては、実績に応じて精算払いとする。

(6) 参加者

首都圏者等の参加者は最大10人とする。

訪問先で必要となる施設入場料、体験料、飲食代、宿泊代及び旅行保険料については、原則参加費として参加者から徴収すること。ただし、これらに要する費用を超える参加費の徴収は認めない。

6 成果品

ツアーのアンケート結果及び実績報告書

7 その他

- (1) 成果品についての権利は、協議会に帰属する。
- (2) プロポーザルは最良の提案をした者を選定するものであって、仕様の内容は提案された内容を基本とし、受託者と協議会が協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで、契約手続きを行う。
- (3) 契約締結後、速やかに実施計画及び実施体制表を作成し、協議会に提出すること。また、業務の実施にあたっては、協議会と十分に協議した上で行うこと。